

〈Q&A〉 よくある質問を下記にご案内いたします。

Q1:すべての建築士が、建築士定期講習を受講する必要がありますか？

A1:建築士事務所に所属する建築士かつ建築士業務を行うとして、建築士事務所登録申請における「所属建築士名簿」に記載された方に対して、登録講習機関が実施する建築士定期講習の受講が義務付けられています。

Q2:建築士定期講習は、いつ受講したらよいですか？

A2:3年おきの受講が義務づけられています。定期講習を受講修了した日の翌年度の4月1日から3年度以内に次の定期講習を受講してください。詳しくは国土交通省のご案内をご確認ください。

Q3:本年度中の受講対象でしたが、受講しなかった場合はどうしたらよいですか？

A3:すみやかに受講してください。なお、建築士法第22条の2で定める義務を果たさないことになり、戒告または2か月間の業務停止処分の対象となることがあります。詳しくは国土交通省のご案内をご確認ください。

Q4:一級建築士と二級建築士(または木造建築士)の複数の資格を持っていますが、建築士定期講習は保有資格ごとにそれぞれ受講する必要がありますか？

A4:一級建築士で、二級または木造建築士の資格を持っている場合、一級建築士定期講習を受講すれば、二級または木造建築士定期講習を受講したものとみなされるため、保有資格ごとに講習を受講する必要はありません。二級建築士で木造建築士資格を持っている場合も、上記と同様に保有資格ごとに講習を受講する必要はありません。

ただし、建築士定期講習を申し込む際に、複数の建築士資格を持っていることを申込書等に記載し、それらすべての免許証、または、免許証明書の写しを提出する等の注意が必要です。

Q5:建築士定期講習はどこで開催場所でも受講してよいですか？

A5:ご希望の場所で受講ができます。申込み時に選択してください。

Q6:修了証はいつもらえますか？

A6:受講日から2週間程度で郵送いたします(お急ぎの場合は1週間以内で郵送いたします)

※受講日の1週間前までに、必要書類のご提出をいただけましたら当日交付(*1)(*2)することができます。

(*1)当日は採点のお時間(30分程度)をお待ちいただきます

(*2)可否の結果で交付できない場合もございます

Q7:建築士免許証を紛失中ですが、受講はできますか？

A7:都道府県の建築士会にて建築士免許証再発行の手続きをしていただきます。受理された再発行の申請書を、免許証の代わりに提出していただけましたら、受講が可能となります。

Q8:次回の更新時期はお知らせがありますか？

A8:直近の講習を弊社でご受講いただいた方には、対象年度になりましたらメールにてご連絡させていただきます。※但しメールアドレスをお知らせ頂いた方に限ります。

Q9:定期講習の申込をしていますが、日程変更することは可能ですか？

A9:ご希望の会場に空席がある場合は対応可能です。変更可能期間は、申込み済の受講日から3ヶ月以内、やむを得ない事情に限り1回までとなります。